

学 校 教 育 目 標		
【めざす児童像】	○かしこい子（知） ○やさしい子（徳） ○たくましい子（体）	自ら学び、自ら考える子ども 明るく、思いやりのある子ども 健康で、がんばりぬく子ども

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

つまり、下記の4点要件全てに当てはまる場合、いじめと判断する。

- ①加害者・被害者ともに「児童生徒」であること。
- ②加害者と被害者が、一定の人間関係にあること。
- ③加害者が被害者に「心理的・物理的な影響を与える行為」を行っていること。
- ④被害者が「心身の苦痛」を感じていること。

また、表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断する。

いじめに関する基本的な考え方

子どもたちが、未来に向かって、夢や希望を大きく膨らませながら健やかに成長していくことは教職員のみならず保護者及び地域住民の願いである。子どもたちが健全な成長を願う期待に応えることのできる教育環境を作ることが学校教育に課せられている使命である。

学校は、子どもたち一人ひとりにとって、楽しく学び、生き生きと活動できる場所でなければならない。したがって、子どもたち一人ひとりの権利を侵害する要因となる「いじめ」は絶対に許されることではない。「いじめ」はどの子にでも起こりうるものであることを全職員が強く認識し、「いじめ」が疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、再発防止及び根絶に向けて保護者・地域住民・関係機関との連携を図りながら日々の教育活動を推進する。また、「学校いじめ防止基本方針」を育友会ホームページ等に公開し、保護者や地域住民が内容を確認できるようにする。

具体的な対策

育友会等との連携	いじめ防止対策委員会	関係機関との連携
<p>【基本的な考え方】</p> <p>◎いじめ問題は学校だけでは解決できない場合が多いことから、必要な情報を保護者や育友会に提供しながら協力していじめを許さない環境を整えていく。</p> <p>【育友会との連携】</p> <p>○積極的な広報活動 広報誌による啓発活動</p> <p>○各種会合等での研修活動 いじめに関する研修会等の実施等</p> <p>【家庭との連携】</p> <p>○基本的生活習慣のしつけ 善悪の分別、正義感、思いやりの心の育成のための取組</p> <p>【学校支援会議等地域関係団体との連携】</p> <p>○定期的な会議における情報提供及び情報収集、意見交換</p>	<p>【活動の目的】</p> <p>○学校経営基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・分析・検証・修正の中核としての役割を担うため。</p> <p>○いじめの相談・通報の窓口として。</p> <p>○いじめの疑いに係る情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行うため。</p> <p>○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめに関わる事実や情報の迅速な把握と共有を行うためにも、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施するため。</p> <p>【構成メンバー】</p> <p>○校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任、（他必要に応じて）</p> <p>○外部専門家（必要に応じて要請） スクールカウンセラー、主任児童委員、校医</p> <p>【事務局】</p> <p>○事務局は学校におく。</p> <p>【会議】</p> <p>○必要に応じて開催する。毎月の生徒指導職員会において、「いじめ」と認定されるような事例がないか確認する。</p>	<p>【基本的な考え方】</p> <p>いじめの防止や対応については、関係機関と情報交換等の連携を図り、より効果的な取組を行う。</p> <p>【市教育委員会】</p> <p>○事案報告・連絡・相談の徹底</p> <p>【中学校との連携】</p> <p>○情報交換と情報提供</p> <p>【島原警察署】</p> <p>○児童生徒の問題行動の情報収集と相談</p> <p>【島原市子ども課】</p> <p>○情報提供と情報収集及び必要に応じて協力依頼</p> <p>○家庭訪問等の依頼</p> <p>【島原市少年センター】</p> <p>○非行等の情報収集</p>

いじめ防止に向けた学校づくり

いじめを許さない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭及び地域社会との連携強化を図るとともに、いじめ問題を自分たちの問題としてとらえ、解決しようとする子どもの自己指導力を育成することに努める。

- 1 校内指導体制の確立（組織での対応を行う）
- 2 教師の指導力の向上と児童理解に向けての取組（職員個々の職能成長と児童の共通理解）
- 3 人権と生命尊重に関する態度や意識の向上（一人一人の違いを認め合う心の育成）
- 4 道徳的実践力を養う道徳教育の充実（教育週間やいのりの日等を活用した道徳性の育成）
- 5 自己肯定感の育成
- 6 子どもの自己指導力の育成（道徳の授業・学級活動・児童会等における自浄能力を高める活動の推進）
- 7 特に配慮が必要な児童生徒の特性を踏まえた適切な支援
（発達障害を含む障害のある児童・性同一障害・被災した児童等）
- 8 家庭・地域社会・関係機関との連携強化（ネットワークづくり）
- 9 学校いじめ防止基本方針の周知（年度始めの児童・保護者・関係機関への周知）
- 10 学校いじめ防止基本方針による取組の評価（評価結果を踏まえた取組の改善）

いじめの早期発見に向けて

全職員で情報を共有するために、日々の学校教育活動の中で子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもが発するサインを見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- | | |
|------------------------------|--|
| 1 教職員による高い観察力や情報交換 | 情報交換の場の設定・情報の共有化 |
| 2 アンケート調査（年3回）や個人面談や保護者面談の実施 | きめ細やかな把握をめざす |
| 3 情報の収集 | 育友会や関係団体と組織的な連携と協力体制構築 |
| 4 教育相談体制の整備と相談機関の周知 | 気軽に相談できる体制の整備・周知
（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口他） |

いじめに対する措置

いじめの発見、通報によりいじめの事実が把握できた場合は、速やかに組織的および関係者との連携の下に対応することを基本とし、被害を受けた子どもを守りとおし、毅然とした態度でいじめた側の子どもの指導にあたる。

- 1 いじめと疑わしき行為を発見した時の対応
事情を聴取により十分に把握し、いじめた側の指導・継続的な観察・指導
- 2 いじめに関する相談を受けた時の対応
真摯に対応・事実関係を調査し、事実を保護者に報告
- 3 組織的な対応
「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報の共有、対応についての検討
- 4 いじめの事実に関する調査
いじめに関わった子どもの相関関係と事実の詳細を把握（聞き取り調査やアンケート調査）
- 5 いじめられた子ども又はその保護者への支援
いじめから守りとおすための対応・スクールカウンセラー等の外部専門家との面談
- 6 いじめた子どもまたはその保護者への支援
再発防止のための措置・指導及び毅然とした対応
- 7 集団への働きかけ
互いを尊重し、個々のちがいを認め合う人間関係を構築できるような集団づくり
- 8 組織的な観察・指導
いじめが解消した後も、継続した観察と指導
- 9 ネット上でのいじめへの対応
二次被害の拡大防止のための措置。警察や法務局など関係機関との適切かつ迅速な連携

重大な事案に対する措置について

いじめについては、重大事案という認識を持ち、市教育委員会の指導の下、組織的かつ実効的な取り組みを行い、学校生活における子どもの「安全・安心」を確保する。

1 重大事案の定義

- 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- 子ども・保護者からいじめられて重大な事態に至ったと申し立てがあった場合

2 「いじめ防止対策委員会」への報告と協議→いじめ事案報告、校内体制と対応協議検討

3 「いじめに対する措置」による一連の対応

4 市教育委員会への概要報告→市教委判断により「重大事案」としての措置決定

5 市教委主導による調査・対応←学校は調査協力および調査情報の提供

6 いじめられた子どもとその保護者への配慮と対応に万全を期す

- 秘密の保持（情報流出の遮断）・学習保障・精神的ケア（カウンセリング等の実施）

7 いじめた子どもとその保護者への対応

- 出席停止も視野に入れた毅然とした対応

8 周囲の子どもたち、保護者への対応

- 必要に応じて情報の提供（保護者）・いじめに関する指導の徹底

いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

（要件1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット）を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間は、少なくとも3か月を目安とする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（要件2）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

※学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。